

○玉名市花の拠点づくり事業材料等支給要綱

平成17年10月3日
告示第111号

(目的)

第1条 この要綱は、地域が花でいっぱいになるよう「花の拠点づくり」を推進するため、事業を行う団体(以下「事業対象者」という。)に対し、材料等の支給を行い、支援することを目的とする。

(定義)

第2条 「花の拠点づくり」事業の推進に必要な「材料等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 種苗
- (2) 肥料
- (3) 土
- (4) その他市長が必要と認める材料及び資材

(支給の申請)

第3条 事業対象者は、「花の拠点づくり」事業の推進に必要な材料等の支給を受けようとするときは、材料等支給申請書(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 必要材料等見積書
- (3) 事業実施箇所位置図
- (4) その他市長が必要と認める書類

(支給の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支給の可否について決定し、事業対象者に通知する。

2 市長は、材料等の支給を決定したときは、予算の範囲内においてこれを支給する。

(実績報告)

第5条 事業対象者は、事業終了後速やかに実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業の実施を証する写真
- (2) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月3日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の花の拠点づくり事業材料等支給要綱(平成14年玉名市告示第4号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。